

# 平成23年度 第2回京都府入札制度等評価検討委員会 次 第

日時：平成23年11月4日(金)

(10:00 ~ 12:00)

場所：京都平安ホテル「朱雀」

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

(1) 現状と課題及び改善の方向性(第1回委員会) . . . . . 資料1

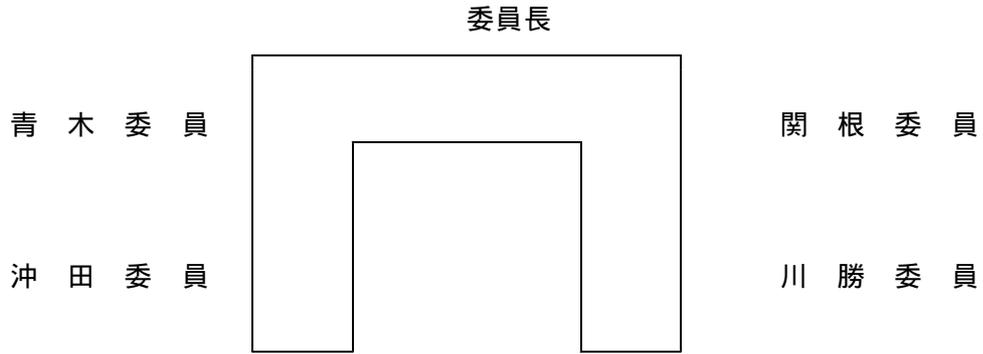
(2) 入札制度等の改善方策について . . . . . 資料2、3

(3) その他

## 4 閉 会

# 京都府入札制度等評価検討委員会 座席図

平成23年11月4日  
場所：京都平安ホテル  
2階 朱雀



( 事 務 局 )

壺内副課長

大滝参事

中村理事

西川副部長

加納課長

関西副課長

記者席

( 事 務 局 )

( 事 務 局 )

出入口

( 一 般 傍 聴 席 )

「京都府入札制度等評価検討委員会」

委 員 名 簿

平成23年11月4日現在

役 職	委 員 名	現 職	摘 要
委員長	くすのき しげき 楠 茂 樹	上智大学法学部准教授	
委 員	あおき なえこ 青 木 苗 子	弁護士	
	おきた やすひこ 沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長	
	かわかつ たけし 川 勝 健 志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	せきね えいじ 関 根 英 爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	

（敬称略、委員は五十音順）

# 建設業を取り巻く現状と課題

背景・現状

## ◆ 公共事業の減少

- ・ 建設投資:ピーク時の約4割

## ◆ 入札制度の改革

- ・ 知事会指針に基づく透明性、公平性の追求  
(一般競争の拡大、広域ブロック制導入、入札情報の開示)

## ◆ 入札における競争激化

- ・ 入札参加者数の増加(H19:11.5者→H22:16.4者、最大66者)
- ・ 失格者発生率の上昇(H19:約33%→H22:約65%)

悪循環

## ◆ 過度の競争によるダンピング

- ・ 採算を度外視し、予定価格から算出した最低制限価格付近に応札が集中  
(くじ発生率の上昇 H19:約5%→H22:約31%)
- ・ 最低制限価格を設定しない案件では低入札が横行  
(ペナルティ強化(H21.12)以降も増加 61%→71%)

## ◆ 改善されない経営環境

- ・ 利益率の大幅な下落
- ・ 運頼みの受注

## 悪循環の弊害

## ◆ 地域建設業の疲弊

- 優良企業の倒産、廃業
- 下請へのしわ寄せの恐れ

## □ 改善に向けた考え方

◎ **ダンピング対策の強化により悪循環を絶ち、地域に貢献する企業や下請企業を支援**

- 低価格受注の排除により、利益率を向上
- 元請下請関係を適正化し、下請へのしわ寄せを防止
- 地域に貢献する優良な企業が落札できる仕組の導入

## □ 具体的な取組内容(案)

### ① 最低制限価格制度等の見直し

1. 調査基準価格の改正(H23.4中央公契連モデルに準拠)
2. 最低制限価格の改正(現場条件に応じ変動幅を設定)
3. 最低制限価格制度対象金額の引き上げ

### ② 元請下請関係適正化の取組

1. 元請・下請関係適正化指針の制定
2. 下請・建設労働者からの相談窓口設置
3. 関係機関との連携強化

### ③ 総合評価競争入札制度の拡充

1. 予定価格の事後公表(一部工事で試行)
2. 総合点で地域貢献企業が優先される仕組の導入
3. 評価点の細分化

## 最低制限価格制度等の見直し(案)

### 概要

最低制限価格(工事費1億円未満の工事に適用)の算定式について、国の公契連モデル式に併せて引き上げることによって「ダンピング対策」を図るとともに、低落札による疲弊が著しい地元建設業者への対策として、最低制限価格制度対象金額を引き上げる。併せて、現場条件等から算出する変動係数を算定式に導入することによって「現場に精通」した企業が適正な入札価格で競争できるようにしようとするもの。

### 改善に向けた方向性

- (1) 低落札率の是正のため、最低制限価格等を引き上げる
- (2) 現場に精通した企業が適正な価格による入札を行えるよう、最低制限価格に現場条件から算出する変動係数を導入する
- (3) 地元建設業者の疲弊対策として、最低制限価格制度対象の見直しを行う

### 改善策の内容

#### 調査基準価格の改正(1)(H23.4.7中央公契連モデルに準拠)

現行		改正後	
直接工事費	× 0.95	直接工事費	× 0.95
共通仮設費	× 0.90	共通仮設費	× 0.90
現場管理費	× 0.70	現場管理費	× 0.80
一般管理費	× 0.30	一般管理費	× 0.30
合計額 ×1.05		合計額 ×1.05	

#### 最低制限価格の改正(1)(2)(H23.4.7中央公契連モデルを参考とし、併せて現場条件に応じ変動幅を設定)

現行		改正後	
直接工事費	× 0.95	直接工事費	× 0.95
共通仮設費	× 0.90	共通仮設費	× 0.90
現場管理費	× 0.70	現場管理費	× 0.80 ×
一般管理費	× 0.30	一般管理費	× 0.30
合計額 ×1.05		合計額 ×1.05	

補正係数の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

#### 最低制限価格制度対象の見直し(3)

1億円以上の工事であっても、スケールメリットの出にくい地元建設業者が施工する工事については最低制限価格制度の適用を検討(工場製作や専門工事を除く)

## 元請下請関係適正化の取組(案)

## 概要

- ・競争激化によるダンピング受注により、下請業者へのしわ寄せや労働者の雇用条件悪化がますます拡大する恐れがある。
- ・主な課題として、関係法令の理解不足、契約書不備・未締結(条項不足、口約束等)、指導・助言体制や相談体制が十分に整っていないことなどが考えられる。
- ・建設工事の元請・下請関係適正化等に関する指針の制定、下請・建設労働者からの相談窓口開設及び関係機関との連携強化により、元請負人と下請負人との関係の適正化による建設労働者の労働環境の向上を図る。

## 改善に向けた方向性

元請・下請関係の適正化の取組により、契約当事者としての主体性を発揮することで、適正な元下関係及び労働環境を確保する。

## 改善策の内容

**元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の制定**

## 関係法令、国指針の周知徹底

- ・下請契約の締結・代金支払など元請・下請関係法令等
  - ・建設労働者の労働条件改善、安全衛生確保等の労働関係法令
- 直接請負者(府から直接工事を請け負った者)への義務付け
- ・請負総額3千万円未満も全下請契約書(写し)と施工体系図等を府へ提出

## 府の直接請負者への指導・助言・指示

守られない場合は、指名停止措置等のペナルティ

**下請・建設労働者からの相談窓口開設**

各土木事務所など発注機関毎に設置し、下請業者や労働者からの相談を受付

府や直接請負者の指導・助言等で解決しない場合、関係法令の処分権限者へ連絡

**関係機関との連携強化**

京都労働局、近畿地方整備局など関係法令処分権限者と連携  
業界団体とも連携

## 京都府公共調達検討委員会からの提言

提言4 下請も含む適正な労働環境の確保が図られるよう、関係法令の遵守が徹底されるシステムを構築すべき

## 総合評価競争入札の拡充（案）

### 概要

- ・簡易型の総合評価方式において、業者間の評価点数の差が殆ど無く「持ち点化」したことにより、実質的に価格競争化している。
- ・積算能力が入札に活かせる仕組みとして、総合評価競争入札の一部で予定価格の事後公表を試行的に実施し、落札率やくじ発生率のデータを検証する。
- ・企業の地域貢献や法令遵守に加算項目を限定した新たな簡易型の総合評価競争入札を試行し、地域に貢献する優良な企業を優先する。

### 改善に向けた方向性

- (1)大型工事をマネジメントする能力（積算技術も含め）を有する企業が、その能力を競争入札に活かすことができる環境を整える。  
（予定価格から容易に最低制限価格が算出されないようにすること及び積算能力も含めた企業の技術力や経営力が入札に反映できるよう、予定価格の事後公表を試行的に実施する。）
- (2)地域に貢献し法令を遵守する優良な企業を評価することにより、企業の受注意欲を減退させるくじ引きの多発を抑制する。

### 改善策の内容

#### 予定価格の事後公表を一部工事で試行

##### 簡易型(技術重視型)の一部で事後公表を試行

- ・試行後に、入札参加者数、落札率、くじ発生率、失格者数等のデータ比較等を検証

##### 同時に、コンプライアンス対策を強化

- ・入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱を制定
- ・不正に情報を入手しようとした者に対するペナルティ強化
- ・内部からの情報漏洩防止策も併せて強化（情報管理の徹底等）

#### 総合点で地域貢献企業が優先される仕組みを導入

同価となった場合、総合点で地域の工事は地域貢献企業が優先される仕組みを導入

- ・評価項目として、地域貢献や法令遵守等を設定

#### 評価点の細分化

現行の評価点を細分化することにより、点数の差を発生させる  
・「工事成績評定」、「継続教育(CPD)」、「建設機械保有状況」の加算点基準の細分化

# 京都府の公共事業の分類

資料1-5

工事規模

大

- ・各種幹線道路の整備
- ・各種河川整備

等

- ・京都縦貫自動車道
- ・舞鶴国際ふ頭整備事業
- ・畑川ダム

等

高

- ・府民公募型安心安全整備事業
- ・臨時生活関連施設整備事業
- ・交通安全、バリアフリー事業
- ・防災対策事業の一部
- ・日常的維持修繕事業
- ・除草
- ・除雪

等

生活との密接度

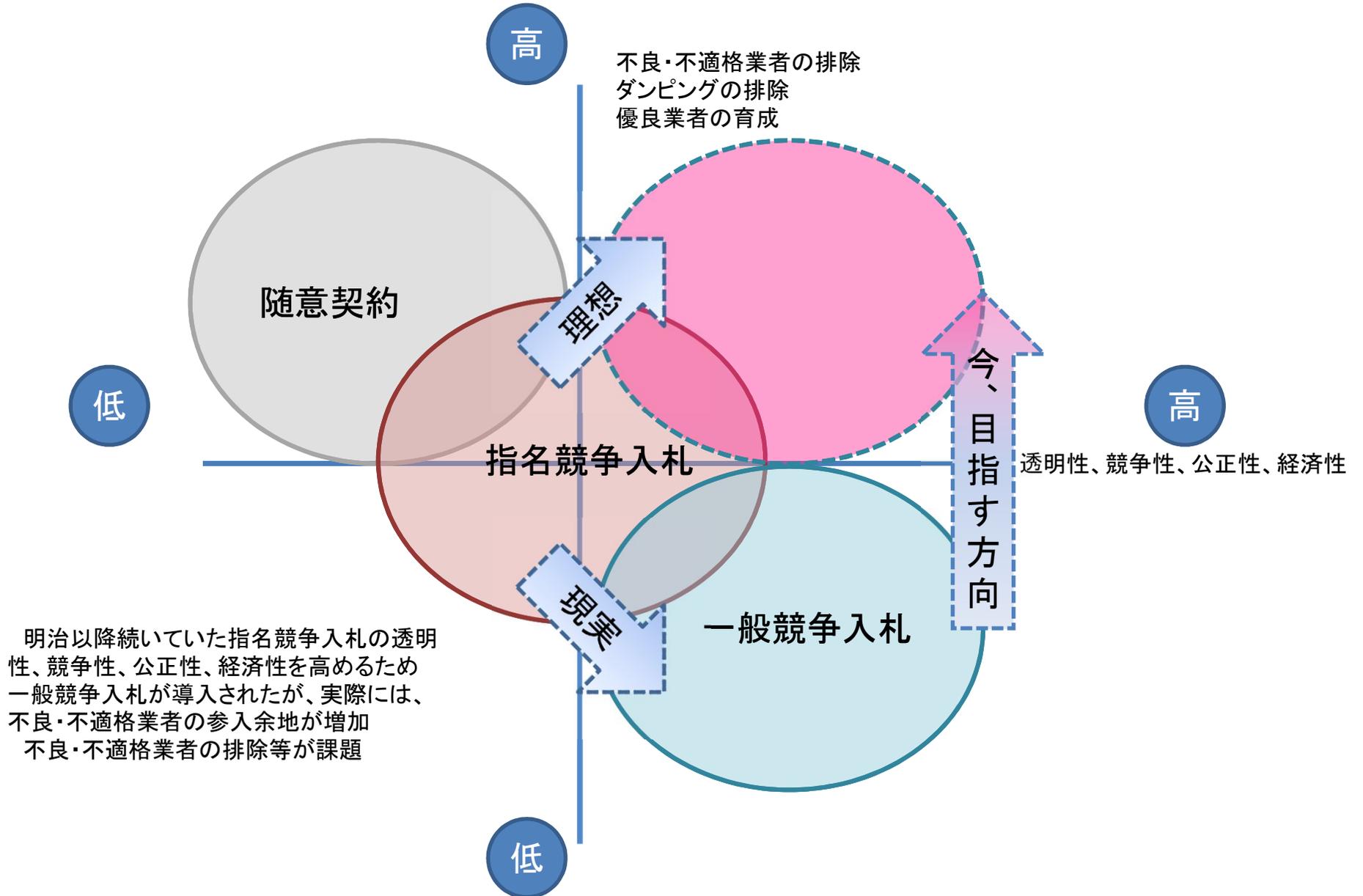
低

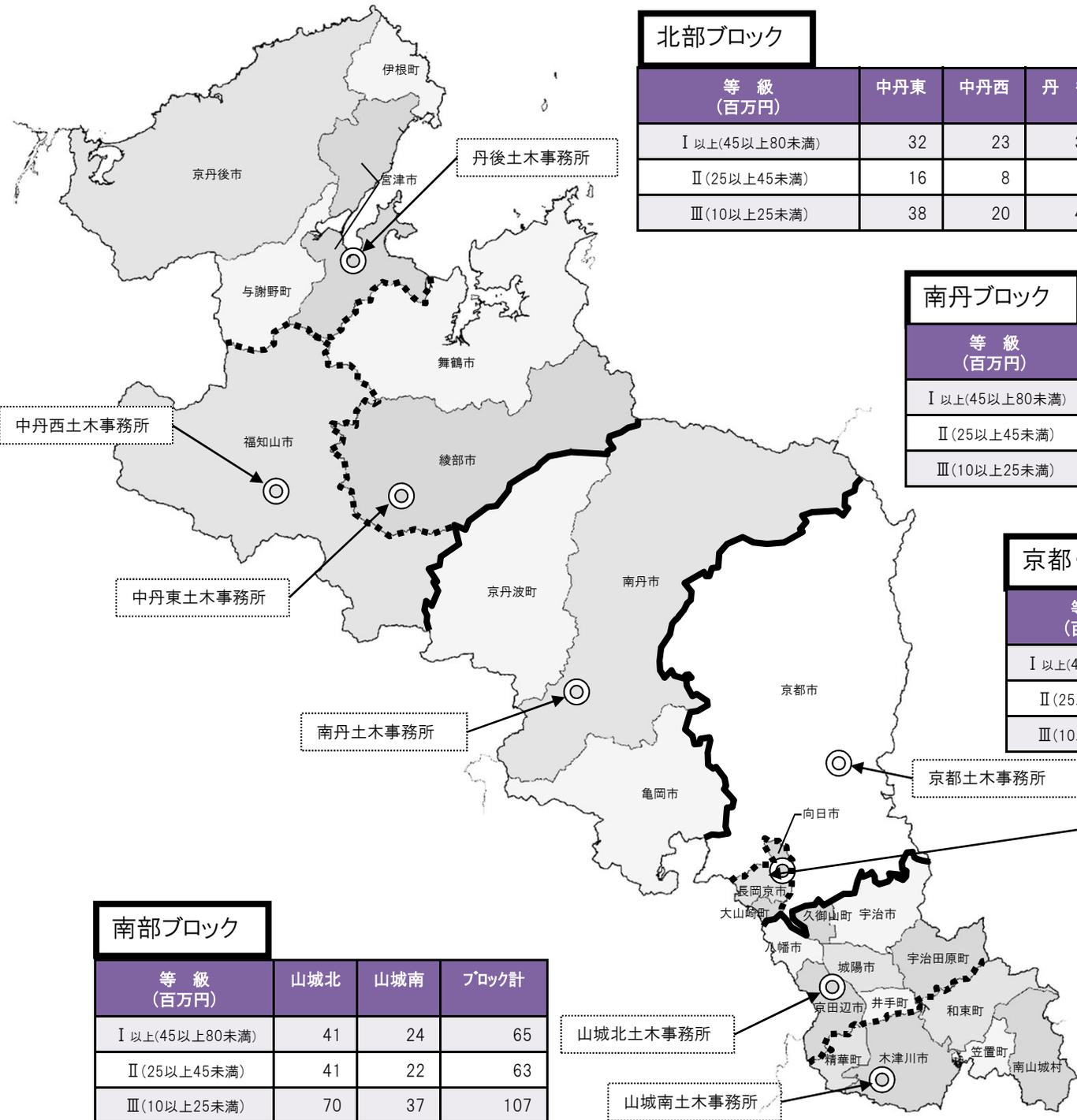
- ・防災対策事業の一部
- ・施設の長寿命化対策事業(アセットマネジメント)

等

小

# 京都府の入札・契約制度の変遷





北部ブロック

等級 (百万円)	中丹東	中丹西	丹後	ブロック計
I以上(45以上80未満)	32	23	33	88
II(25以上45未満)	16	8	7	31
III(10以上25未満)	38	20	41	99

南丹ブロック

等級 (百万円)	南丹	ブロック計
I以上(45以上80未満)	62	62
II(25以上45未満)	58	58
III(10以上25未満)	54	54

京都・乙訓ブロック

等級 (百万円)	京都	乙訓	ブロック計
I以上(45以上80未満)	72	11	83
II(25以上45未満)	30	6	36
III(10以上25未満)	82	12	94

南部ブロック

等級 (百万円)	山城北	山城南	ブロック計
I以上(45以上80未満)	41	24	65
II(25以上45未満)	41	22	63
III(10以上25未満)	70	37	107

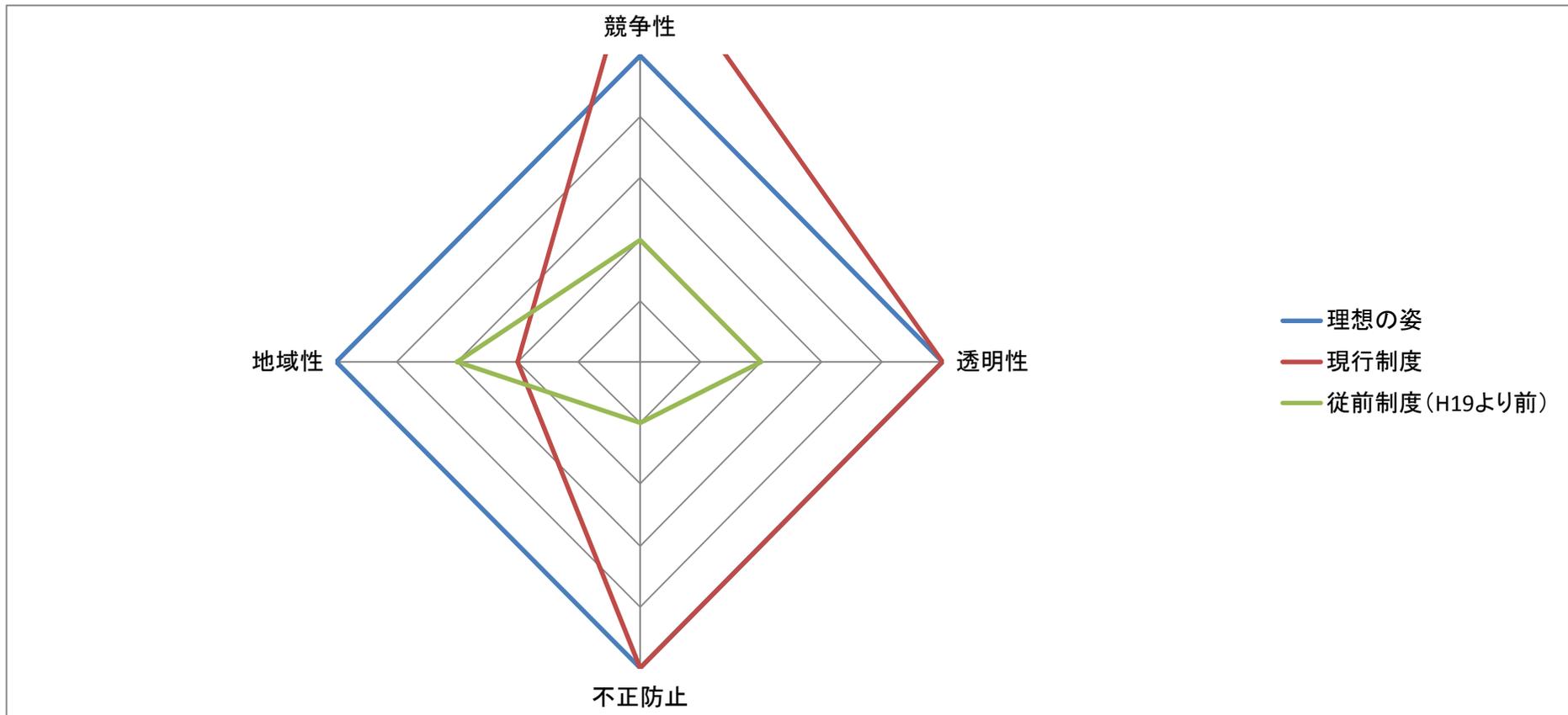
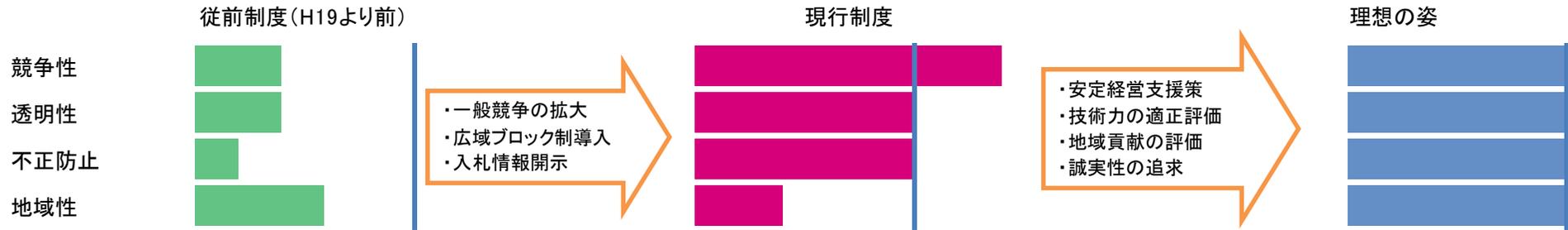
山城北土木事務所

山城南土木事務所

# 京都府の入札・契約制度の変遷

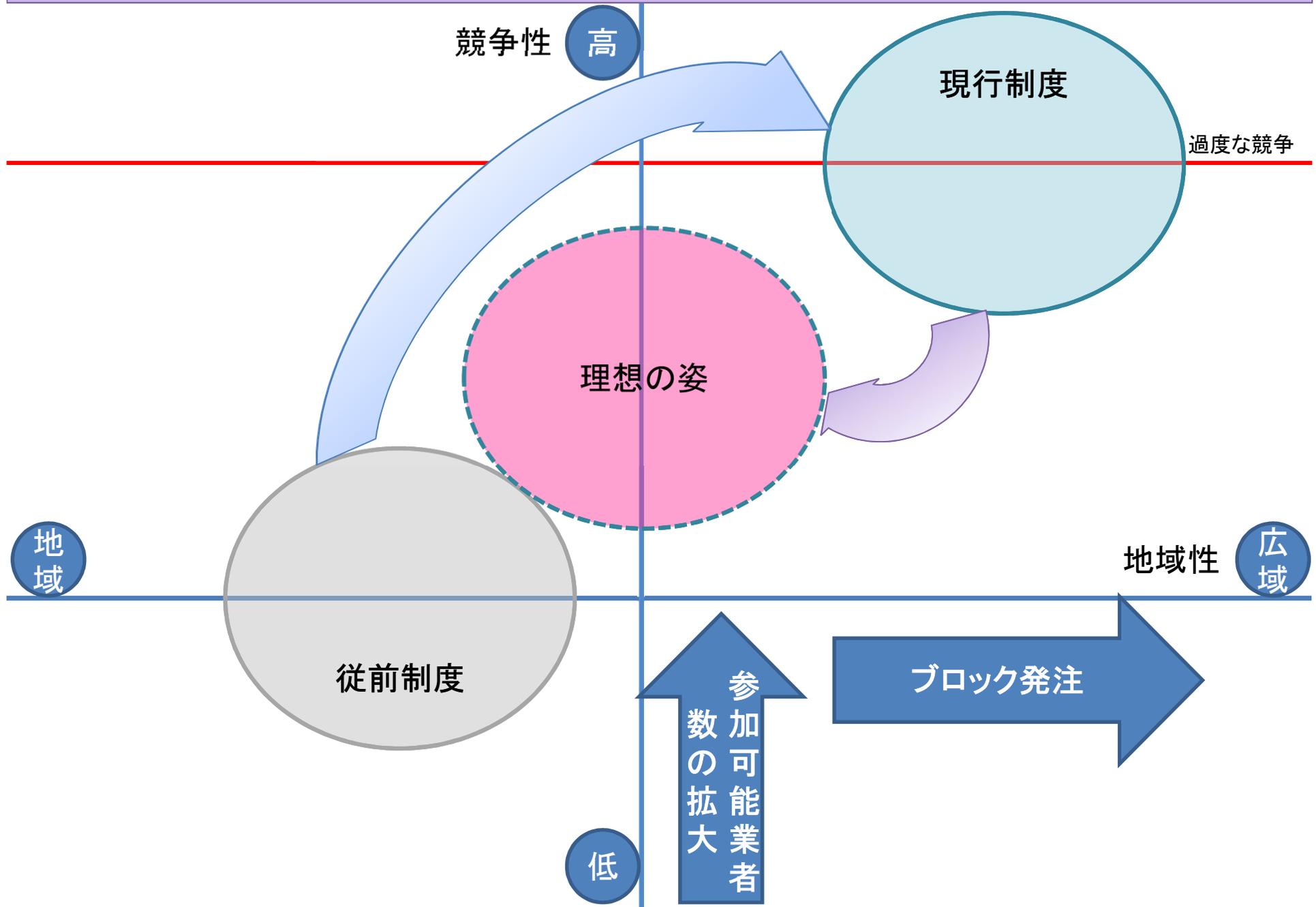
資料1-8

## ○現行制度の特徴



# 京都府の入札・契約制度の変遷

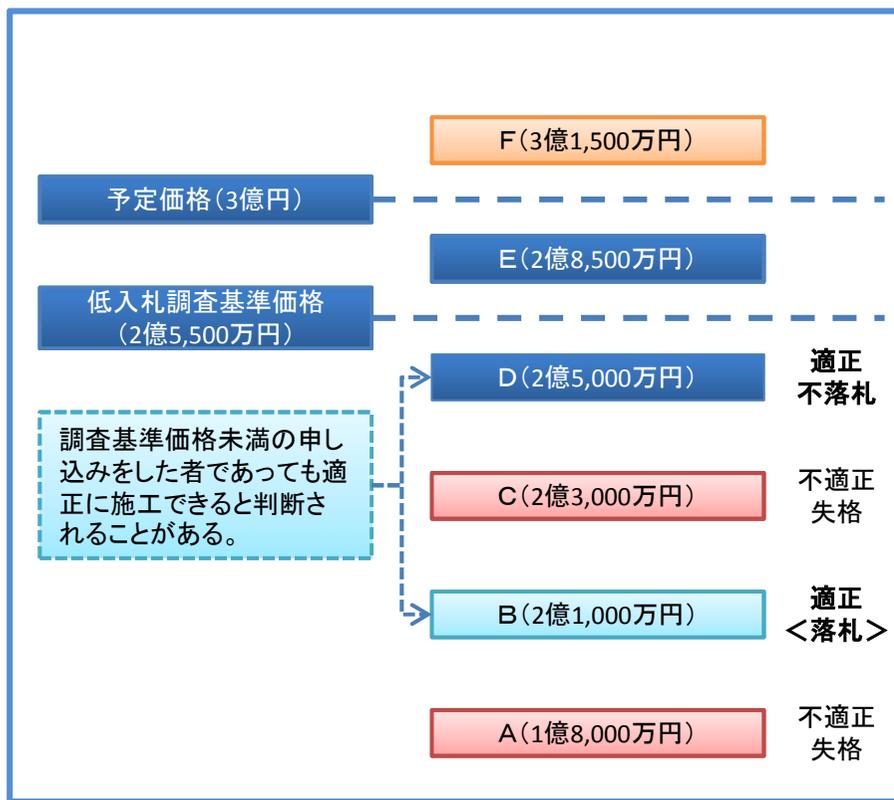
資料1-9



# 低入札価格調査制度・最低制限価格制度

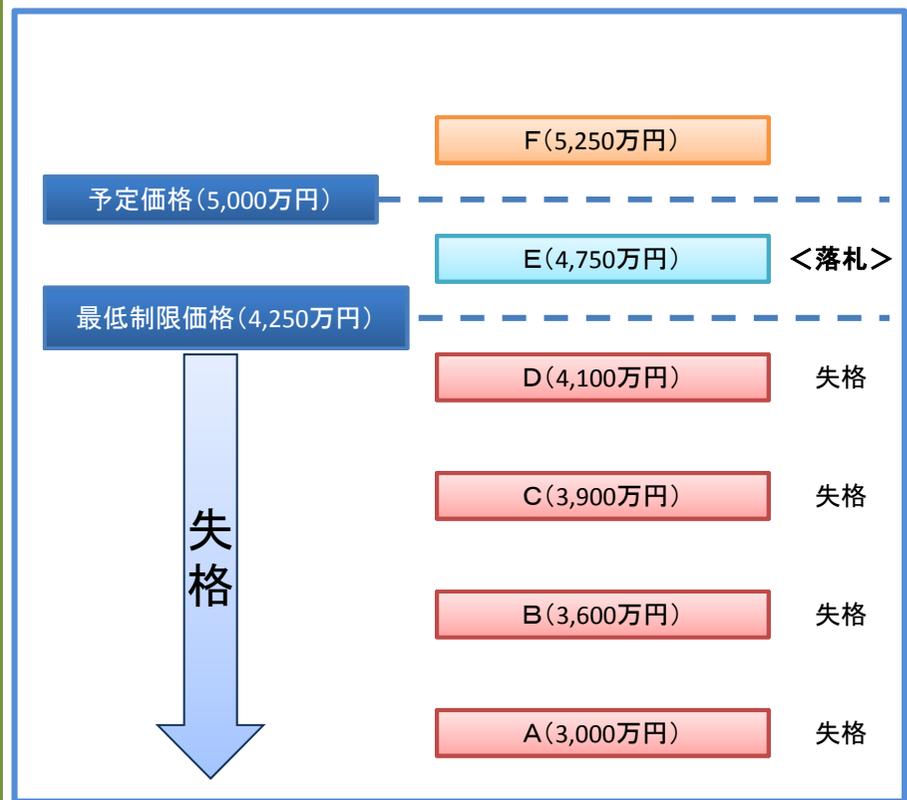
## 【 低入札価格調査制度 】

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10①）



## 【 最低制限価格制度 】

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10②）



# 請負工事費の構成について

## 【 請負工事費の構成 】

多種多様の形態をもった工事の積算業務を、統一化したシステムにより処理していくための体系

請負工事費の構成要素	項目	内容
直接工事費	材料費、労務費、直接経費(特許使用料、水道光熱電気料、機械経費)	目的物を造るために直接投入されたことが、明確に把握できる費用 具体的にはコンクリート、型枠、コンクリート打設手間、床掘り、埋戻し、等及び仮設工の費用
共通仮設費	運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費	工事の施工において、共通的に必要な経費 具体的には、機械等の運搬費、準備や跡片付けに要する費用等の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費など
現場管理費	労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等に要する費用、雑費	工事施工において、品質管理、工程管理、原価管理、労務管理、安全管理などいわゆる工事監理を実施するために必要な経費 具体的には、工事現場で工事監理を行う従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費等、現場従業員の法定福利費、下請の一般管理費等
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力、用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費、付加利益(法人税等、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息、等)	工事受注者の継続運営に必要な経費  (青字については、現場管理費については、現場に係るもの、一般管理費については、本社等の維持に係るもの)

# 国の直轄事業に係る調査基準価格の見直し

資料2-3

## 低入札価格調査基準価格

予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

これと同様基準が「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」として通知され、多くの地方公共団体が参考としている。

S62.4～H20.3 範囲：予定価格の2/3～8.5/10			
直接工事費	×	1.00	合計 × 1.05
共通仮設費	×	1.00	
現場管理費等	×	0.20	

H21.4～H23.3 範囲：予定価格の7/10～9/10			
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.70	
一般管理費等	×	0.30	

H20.4～H21.3 範囲：予定価格の2/3～8.5/10			
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.60	
一般管理費等	×	0.30	

H23.4～ 範囲：予定価格の7/10～9/10			
直接工事費	×	0.95	合計 × 1.05
共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80	
一般管理費等	×	0.30	

# 低入札価格調査制度(特別重点調査・失格基準)

資料2-4

## 【 失格基準(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計) 】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格が予定価格の積算の前提とした費目別金額から以下の式により算出した失格基準を下回る場合は失格

## 【 特別重点調査 】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が以下の割合を下回る場合は重点調査(通常の低入札価格調査の倍の資料提出が必要14→28)

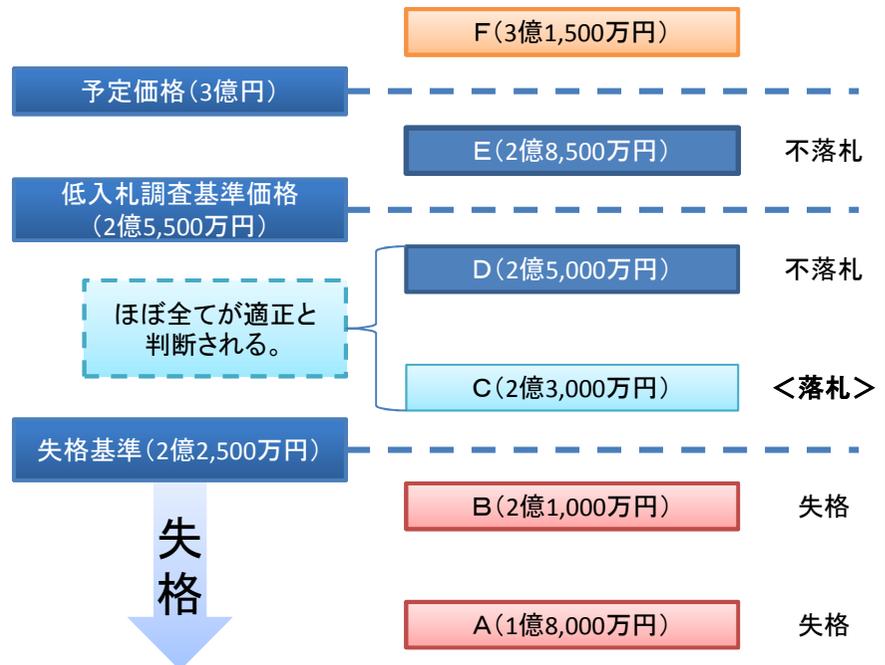
(設定例)

失格基準 = 直接工事費の75% + 共通仮設費の70% + 現場管理費の70% + 一般管理費の30%

### 【 特別重点調査 】

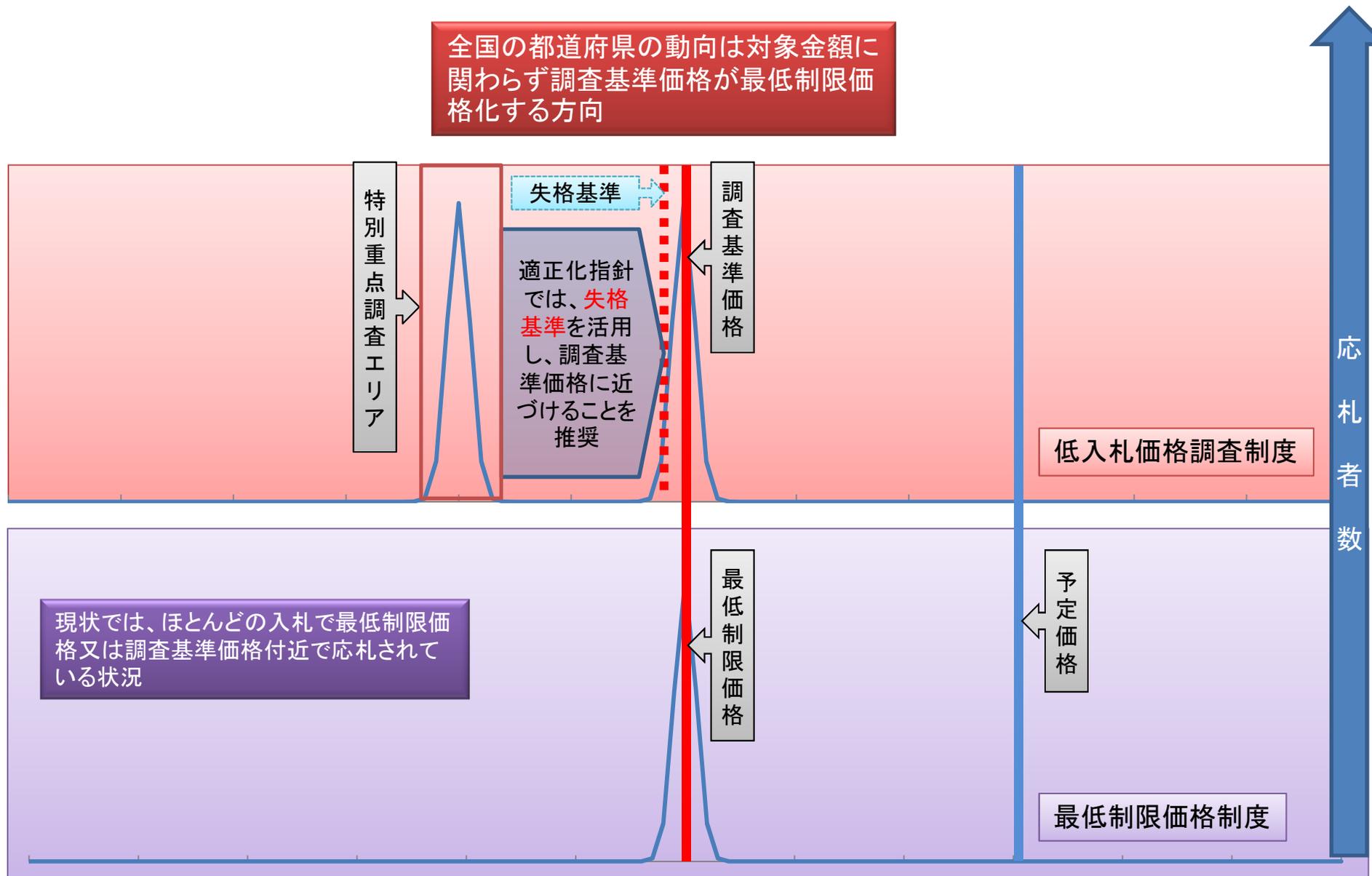


### 【 失格基準 】



# 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の比較

全国の都道府県の動向は対象金額に関わらず調査基準価格が最低制限価格化する方向



## 「予定価格の事後公表」に係るコンプライアンス対策について

### 1 非公開情報を探ろうとする動きへの対応

入札情報に関する問い合わせ等への対応

工事等契約に係る指名停止の強化（期間延長）

### 2 内部情報漏洩防止対策の徹底

予定価格（最低制限価格含む）び工事設計図書の適正管理

担当職員の規律確保

コンプライアンススキル向上のための実務研修の実施

### 3 内部チェックの仕組みの活用

「コンプライアンス相談員」制度

各発注所属の「入札情報管理指導チーム」による自主点検

### 4 外部関与の仕組みの活用、整備

公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理制度の運用

外部調査員(弁護士)を含む内部通報対応者との連携体制

「入札制度等評価検討委員会」による評価、検討

### 5 執務室の環境改善

本庁関係課及び公所の執務室の環境改善

## 地域維持に貢献する企業が優先される発注方式

### 1 入札参加者数の増加と「くじ引き」発生率の上昇

#### 《 現 状 》

競争性を確保するために応札可能者を概ね30者以上となるよう地域要件等を設定している一般競争入札では、特に上位ランクの入札において参加者数が40者を超える案件が年々増加（H19：5件 H22：47件 最大では66者）

最低制限価格を設定している1億円未満の工事では、例えば、土木一式工事で最低制限価格の±1%の間に、約74%の応札が集中

簡易型の総合評価方式では、業者間の評価点数の差が殆ど無く「持ち点化」していることにより、実質的に価格競争化

同価となった場合に行う「くじ引き」の発生率が急上昇  
 （一般競争入札 H19：約5% H22：約31%）  
 （総合評価方式 H19：0% H22：約14%）

#### 《 課 題 》

道路や河川など地域に密着した維持的な工事では、地域事情をよく知り緊急時に直ぐに対応できる企業が遠方の他管内企業に「くじ引き」で負けるといった事例が発生

地域の建設企業によって災害等の緊急時に迅速な現場対応ができる体制を確保していくため、地域維持への貢献意欲をより高める入札方式として、競争性を確保しつつ、地域の工事は地域に貢献する企業が優先される発注方式を検討

### 2 （対応策1）地域貢献評価型の総合評価競争入札方式（案）

同価となった場合、総合点で地域貢献企業が優先される仕組

#### 手 法

##### a) 評価項目

- <地域貢献評価> 工事箇所の土木事務所管内で府と災害対応協定を締結
- <法令遵守等> 不誠実、法令違反等で府の指名停止措置を受けていない

##### b) 評価方法

価格競争を基本とし、同価格となった場合のみ、評価点が作用

#### メリット

- ・くじの発生及びくじ対象業者数を一定数、抑制することが可能
- ・地域貢献及び法令遵守に対するインセンティブが高まる
- ・入札参加者に新たな資料提出等は求めない

#### デメリット

- ・管内間で工事発注量の偏りがあれば入札参加者に不公平感
- ・くじが発生しない場合、この方式は機能しない（競争の歯止め効果は小さい）

### 3 （その他の対応策の検討）過当な競争防止と地域維持の担い手確保

#### 検討の課題

競争性の確保と地域維持のバランスがとれた「理想の姿」を目指し、工事の規模及び地域との関連性に応じた発注方法を検討する必要がある